**令和３年８月から　　　　　　　　　　　　　　　　重　要**

**介護保険負担限度額認定証の判定基準と軽減内容が変わります**

**令和３年７月までの判定基準**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 利用者負担段階 | 判　定　基　準 | |
| 所得などの条件  ※配偶者は世帯分離している場合および内縁関係にある場合も含む | 預貯金などの条件※本人または夫婦 |
| 第１段階 | ・生活保護受給者  ・住民税非課税世帯で、老齢福祉年金受給者 | 1,000万円以下  （夫婦は2,000万円以下） |
| 第２段階 | 住民税非課税世帯で、本人の課税対象年金収入額＋合計所得金額＋非課税年金収入が80万円以下の方 |
| 第３段階 | 住民税非課税世帯で、本人の課税対象年金収入額＋合計所得金額＋非課税年金収入が80万円を超える方 |
| 第４段階 | 上記の該当しない方は基準額となり、負担限度額認定証は必要ありません。 | |

●変更点

・利用者負担段階の３段階が二つに分かれました。

・認定要件である預貯金等の資産の条件が、利用者負担段階ごとに細分化され、以下のように変更になります。

**令和３年８月からの判定基準**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 利用者負担段階 | 判　定　基　準 | |
| 所得などの条件  ※配偶者は世帯分離している場合および内縁関係にある場合も含む | 預貯金などの条件※本人または夫婦 |
| 第１段階 | ・生活保護受給者  ・住民税非課税世帯で、老齢福祉年金受給者 | ★1,000万円以下（★夫婦は2,000万円以下） |
| 第２段階 | 住民税非課税世帯で、本人の前年の課税対象年金収入額＋合計所得金額＋非課税年金収入が80万円以下の方 | 650万円以下（夫婦は1,650万円以下) |
| 第３段階① | 住民税非課税世帯で、本人の前年の課税対象年金収入額＋合計所得金額＋非課税年金収入が80万円を超え120万円以下の方 | 550万円以下（夫婦は1,550万円以下) |
| 第３段階② | 住民税非課税世帯で、本人の前年の課税対象年金収入額＋合計所得金額＋非課税年金収入が120万円超える方 | 500万円以下（夫婦は1,500万円以下) |
| 第４段階 | 上記の該当しない方は基準額となり、負担限度額認定証は必要ありません。 | |

※１　65歳未満(第2号被保険者)の方は段階にかかわらず、預貯金等の基準額は★となります。

※２　非課税年金に含まれないものは、弔慰金・給付金などは、「遺族」や「障害」という単語がついた名称であっても、判定の対象となりません。

**令和３年７月までの軽減内容**

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 利用者負担段階 | 軽減内容（日額） | | | | |
| 食事 | 居住費等 | | | |
| ユニット型  個室 | ユニット型  個室的多床室 | 従来型個室 | 多床室 |
| 第１段階 | 300円 | 820円 | 490円 | 490円  （320円） | 0円 |
| 第２段階 | 390円 | 820円 | 490円 | 490円  （420円） | 370円 |
| 第３段階 | 650円 | 1,310円 | 1,310円 | 1,310円（820円） | 370円 |
| 第４段階（基準費用額） | 1,392円 | 2,006円 | 1,668円 | 1,668円（1,171円） | 377円  （855円） |

●変更点

・食費の負担限度額が以下のように変更になります。

**令和３年８月からの軽減内容**

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 利用者負担段階 | 軽減内容（日額） | | | | | |
| 食事 | | 居住費等 | | | |
| 施設 | 短期入所 | ユニット型  個室 | ユニット型  個室的多床室 | 従来型個室 | 多床室 |
| 第１段階 | 300円 | 300円 | 820円 | 490円 | 490円  （320円） | 0円 |
| 第２段階 | 390円 | 600円 | 820円 | 490円 | 490円  （420円） | 370円 |
| 第３段階① | 650円 | 1,000円 | 1,310円 | 1.310円 | 1,310円（820円） | 370円 |
| 第３段階② | 1,360円 | 1,300円 | 1,310円 | 1,310円 | 1,310円（820円） | 370円 |
| 第４段階  （基準費用額） | 1,445円 | 1,445円 | 2,006円 | 1,668円 | 1,668円（1,171円） | 377円（855円） |

※１　介護老人福祉施設と短期入所生活介護を利用した場合の負担限度額は、（　）内の金額となります。

※２　第４段階（基準費用額）とは、国が示した標準的な食費・居住費を指し、具体的な金額は施設との契約で決まります。